

[事案 21-54] 手術給付金請求

- ・平成 21 年 8 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 2 月 15 日 裁定終了

*本事案は、事案 21-53、同 21-55 と同じ申立人からの、3 社に対する、同一の手術に係る手術給付金の支払いを求める申立てである

< 事案の概要 >

肝細胞がんの治療として受けた経皮的エタノール注入療法(以下、「エタノール注入療法」)に対し、手術給付金を支払って欲しい。

< 申立人の主張 >

平成 19 年に肝細胞がんと診断され、同年 11 月と翌年 9 月に入院し、計 6 回のエタノール注入療法を受け、平成 15 年加入のがん保険に基づき手術給付金の支払いを求めたが、保険会社は、約款に定める「手術」には当たらないとの理由で支払われない。下記により納得出来ないため、手術給付金を支払うべきである。

- (1)エタノール注入療法は、検査やとりあえずの処置ではなく、癌治療を直接の目的とした治療法であり、約款上の「手術」にあたる。
- (2) エタノール注入療法を手術であると認め、手術給付金を支払った他の保険会社があり、その会社の約款と相手方保険会社の約款は、文言が同一である。保険会社間で、約款の解釈が分かると契約者は著しく損失を被るのであり、相手方会社も手術給付金を支払うべきである。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、手術給付金の支払請求に応ずることはできない。

- (1)エタノール局所注入療法は、「エコーで観察しながら細長い針を用いて腫瘍あるいは腫瘍血管を穿刺してエタノールを注入しエタノールがタンパク成分を凝固させる特性を利用して腫瘍を壊死させる方法」で、医科点数表においても手術(Kコード)でなく処置(Jコード)に分類されている。
- (2)約款では「手術とは、治療を直接の目的として器機、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、穿刺及び神経ブロックは除く」としており、穿刺が除かれることは明確である。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、本件申立てを認めるまでの理由がないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(* 裁定理由は事案 21-53 と同じ)